

奈良県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和五年七月六日県営土地改良事業（県営農地環境整備事業曾爾地区）の換地処分をした。

令和五年七月二十一日

奈良県知事 山下 真